平成２６年（フ）第６８１号
千葉県市原市能満1867番地94
破産者　有限会社高尾鉄筋工業
1　決定年月日　平成27年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第８８６号
東京都中央区東日本橋２丁目２番１号カフェドール２Ｆ
破産者　有限会社メヌエット
1　決定年月日　平成27年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第２００号
福井市滝波町第38号１番地、商業登記簿上の本店所在地福井市滝波町第62号７番地２
破産者　有限会社田中工務店
1　決定年月日　平成27年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２６６号
福井市手寄１丁目４番１号
破産者　株式会社ＦＬＡＶＯＲ　ＷＯＲＫＳ
1　決定年月日　平成27年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１８２９号
愛知県半田市郷中町３丁目68番地の１
破産者　有限会社コーケン
1　決定年月日　平成27年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６６５号
広島県東広島市安芸津町三津4106番地の25
破産者　有限会社山中鮮魚店
1　決定年月日　平成27年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５７号
佐賀県唐津市二タ子３丁目13番31号
破産者　有限会社ＤＡＩＴＯ・観光
1　決定年月日　平成27年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２６年（フ）第４５号
宮城県東松島市矢本字蜂谷浦59番地９、前住所宮城県東松島市矢本字新沼139番地２
破産者　佐々木勇佑
1　決定年月日　平成27年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２６年（フ）第８６２号
東京都東大和市南街１丁目31番地の６シティハイツヤマト203号
破産者　成田　鉄子
1　決定年月日　平成27年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第８７５号
東京都小平市小川町１丁目973番地の４加藤荘101号
破産者　井花　雄一
1　決定年月日　平成27年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第８９７号
東京都武蔵村山市大南１丁目100番地の11
破産者　立花　靖之
1　決定年月日　平成27年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第９０７号
東京都武蔵村山市大南２丁目87番地の５リューヴァ201号
破産者　高橋麻梨花
1　決定年月日　平成27年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第９１５号
東京都三鷹市下連雀７丁目２番１―209号
破産者　松前憲一こと　河　　憲一
1　決定年月日　平成27年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１４６６号
最後の住所横浜市港北区岸根町408番地
破産者　亡田中敏彦相続財産
1　決定年月日　平成27年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１９４６号
神奈川県藤沢市大庭5238番地の８
破産者　有限会社さつきオフィス
1　決定年月日　平成27年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２１３７号
横浜市中区相生町３丁目61番地
破産者　株式会社オフィス・ホヌ
1　決定年月日　平成27年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２６２号
金沢市西念３丁目15番13号
破産者　株式会社トラストライフ
1　決定年月日　平成27年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第２４６号
岐阜市瑞雲町４丁目17番地１
破産者　株式会社ラ・シュシュ
1　決定年月日　平成27年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第３０７号
愛知県一宮市大和町北高井字四辻121番地
破産者　飯沼　豊健
1　決定年月日　平成27年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第９４号
岐阜県大垣市竹島町29番地
破産者　有限会社芋館
1　決定年月日　平成27年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２６年（フ）第１００号
岐阜県大垣市築捨町５丁目53番地
破産者　東阪産商株式会社
1　決定年月日　平成27年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２６年（フ）第９５７号
京都市伏見区向島四ツ谷池14番地１　向島市営住宅５―６棟601号
破産者　向田　雄二
1　決定年月日　平成27年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係